

飯塚市告示第99号

飯塚市福祉タクシー事業実施要綱(平成18年飯塚市告示第26号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市福祉タクシー事業実施要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設又は病院に入所又は入院している者は、交付対象者から除くものとする。</p> <p>(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から<u>第4号</u>までに掲げる施設(通所施設を除く。)</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項に規定する<u>指定発達支援医療機関</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(申請)</p> <p>第3条 福祉タクシー利用券の交付を受けようとする者は、福祉タクシー利用券交付申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(利用券の交付)</p> <p>第4条 市長は、交付を決定したときは、福祉タクシー利用券(以下「利用券」という。)を申請者に交付するものとする。</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設又は病院に入所又は入院している者は、交付対象者から除くものとする。</p> <p>(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から<u>第5号</u>までに掲げる施設(通所施設を除く。)</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項に規定する<u>指定医療機関</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(申請)</p> <p>第3条 福祉タクシー利用券の交付を受けようとする者は、福祉タクシー利用券交付申請書(<u>様式第1号</u>。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(利用券の交付)</p> <p>第4条 市長は、交付を決定したときは、福祉タクシー利用券(<u>様式第2号</u>。以下「利用券」という。)を申請者に交付するものとする。</p>

2～3 (略)

(使用)

第6条 利用券を使用できるタクシーは、市と協定を締結した一般乗用旅客(福祉輸送事業限定を含む。)自動車運送事業の許可を受けた事業者とする。

2 (略)

(支払の方法)

第8条 利用券利用に係る費用は、一般乗用旅客(福祉輸送事業限定を含む。)自動車運送事業の許可を受けたもので市長が認めた事業者に一括して支払うものとする。

(事業者)

第11条 一般乗用旅客(福祉輸送事業限定)自動車運送事業の許可を受けたもので福祉タクシー事業を希望するものはあらかじめ事業実施申請書を市長に提出し、市長の許可を受けなければならない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、その他必要な事項は、市長が別に定める。

2～3 (略)

(使用)

第6条 利用券を使用できるタクシーは、市と協定を締結した嘉穂旅客自動車協同組合及び飯塚旅客自動車協同組合に加入している法人のタクシー並びに一般乗用旅客(福祉輸送事業限定)自動車運送事業の許可を受けたもので市が認めた事業者とする。

2 (略)

(支払の方法)

第8条 利用券利用に係る費用は、嘉穂旅客自動車協同組合、飯塚旅客自動車協同組合又は一般乗用旅客(福祉輸送事業限定)自動車運送事業の許可を受けたもので市長が認めた事業者に一括して支払うものとする。

(事業者)

第11条 一般乗用旅客(福祉輸送事業限定)自動車運送事業の許可を受けたもので福祉タクシー事業を希望するものはあらかじめ別紙事業実施申請書(様式第3号)を市長に提出し、市長の許可を受けなければならない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

様式第1号(第3条関係)

(略)

様式第2号(第4条関係)

(略)

様式第3号(第11条関係)

(略)

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。